

地域ネットワークニュース

～平成27年12月の勉強会のお知らせ & 11月の勉強会報告～

第215回 地域ネットワーク勉強会

困った時の法テラス！

～消費者被害と法的トラブル解決法～

講師：日本司法支援センター 法テラス茨城法律事務所
立花 朋 氏（弁護士）

12月16日(水)

午後7時00分～午後9時00分

神栖市保健・福祉会館内
参加費無料

※事前申込みが必要です。

消費者庁の発表では、平成26年の消費者被害は約6兆7千億円にも上るそうです。「振り込み詐欺」や「マルチ商法」、「送り付け商法」、「電話勧誘」など“自分は大丈夫”と思っけていても、詐欺の手口は巧妙になっており、気づかないうちにトラブルに巻き込まれていることがあります。その他、「借金」「離婚」「相続」などの問題も自己判断での行動は更なるトラブルを招く可能性もあります。そのような場合は、法律の専門家に相談することで早期解決につながります。

今回の勉強会では、法テラスに所属する立花弁護士をお招きし、消費者被害の解説と法的トラブルの解決法、法テラスの利用方法について情報提供いただきます。法律問題を抱えている方はもちろん、ケアマネジャーや民生委員さんなど相談の入口になる支援者のみなさんの参加をお待ちしております。お誘い合わせのうえ、ご参加ください。



* 法テラスとは…日本全国どこでも、誰でも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、国が設立した法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

※事前申し込みが必要です。別紙申込書もしくは電話にてお申し込み下さい。

申込・問い合わせ先：神栖市社協 地域福祉推進センター 担当：三浦 電話 0299-93-0294



第214回 地域ネットワーク勉強会報告 平成27年11月19日開催
『精神障害者の施設入所支援』
<参加者16名>

～施設の機能と役割について～

講師：障害者支援施設ほびき園

生活支援員 有澤英之 氏（精神保健福祉士・社会福祉士）

障害者支援施設ほびき園では、精神障害者の方が自立し社会復帰したいとき、ご家族の事情や障害の状況などから、住む家がなかったり、すぐには一人で生活することに自信がない方がいます。このような場合に生活の場を提供し、自立した生活を送るための支援を提供しています。また、活動を通じて達成感を味わったり、自信を深めたりすることで就労支援事業所などの次のステップアップにつなげる役割も担っています。施設入所支援+生活訓練は、原則2年間となっています。限られた期間の中で利用者に退所後の生活へのイメージを描いてもらえるかが大切であり、日々の支援を通じて利用者のエンパワメントを引き出せるような関わりが重要であると、今回の勉強会で学ぶことができました。

障害者支援施設とは、障害者総合支援法で「障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」と規定されています。夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は「生活介護」などの「日中活動系サービス(昼間実施サービス)」を行う社会福祉施設です。